

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 27 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和5年3月15日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>【概要】難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者の医療費の支給に関する事務を行う。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">特定医療費の支給に関する事務特定医療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務特定医療受給者証に関する事務特定医療費の支給認定の変更に関する事務特定医療費の支給認定の取消しに関する事務特定医療費の支給に関して必要な資料等の求めに関する事務特定医療費の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称 | 難病医療費管理システム、府内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 指定難病医療受給者管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第71条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法別表第2 26、56の2、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、30条、44条 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉局保健衛生部医療政策課 |
| ②所属長の役職名 | 医療政策課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号 096-328-2059 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉局保健衛生部医療政策課難病対策班 〒862-0971 熊本中央区大江5丁目1番1号 TEL 096-364-3300 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年2月24日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年2月24日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|----------|--|
| [基礎項目評価書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

变更箇所